

## 平成19年第1回宇都宮市公平委員会

日 時 平成19年3月30日(金) 午前11時  
場 所 宇都宮市役所 9A会議室

平成19年第1回宇都宮市公平委員会次第

- 3月30日(金) 午前11時 宇都宮市役所 9A会議室
- 開 会
- 議事録署名委員の指定
- 日程第1 議案第1号 事務職員の任免について
- 日程第2 議案第2号 職員相談員の任免について
- 日程第3 議案第3号 勤務条件に関する措置の要求に関する規則等の一部改正について
- 日程第4 議案第4号 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について
- 閉 会
- その他

議案第1号

事務職員の任免について

次の者を平成19年4月1日付けで宇都宮市公平委員会事務職員に併任し、又は併任を免ずる。

平成19年3月30日提出

委員長 白井裕己

1 併任する者

(1) 事務職員（書記長）に併任する者

事務職員 馬嶋 孝

(2) 事務職員（書記）に併任する者

事務職員 石川 和明

(3) 事務職員（書記）に併任する者

事務職員 川俣 浩

(4) 事務職員（書記）に併任する者

事務職員 篠原 一成

(5) 事務職員（書記）に併任する者

事務職員 若林 慎

(6) 事務職員（書記）に併任する者

事務職員 上野 智也

2 併任を免ずる者

(1) 事務職員（書記長）の併任を免ずる者

事務職員 高井 徹

(2) 事務職員（書記）の併任を免ずる者

事務職員 上野 哲 男

(3) 事務職員（書記）の併任を免ずる者

事務職員 小久保 雅 司

(4) 事務職員（書記）の併任を免ずる者

事務職員 舘 野 昌 志

(5) 事務職員（書記）の併任を免ずる者

事務職員 肝 付 亨 子

議案第2号

職員相談員の任免について

次の者を平成19年4月1日付けで職員相談員に命じ、又は職員相談員を免ずる。

平成19年3月30日提出

委員長 白井裕己

1 職員相談員に命じる者

- |               |    |    |
|---------------|----|----|
| (1) 事務職員（書記長） | 馬嶋 | 孝  |
| (2) 事務職員（書記）  | 石川 | 和明 |
| (3) 事務職員（書記）  | 川俣 | 浩  |
| (4) 事務職員（書記）  | 篠原 | 一成 |
| (5) 事務職員（書記）  | 若林 | 慎  |
| (6) 事務職員（書記）  | 上野 | 智也 |

2 職員相談員を免ずる者

- |          |     |    |
|----------|-----|----|
| (1) 事務職員 | 高井  | 徹  |
| (2) 事務職員 | 上野  | 哲男 |
| (3) 事務職員 | 小久保 | 雅司 |
| (4) 事務職員 | 舘野  | 昌志 |
| (5) 事務職員 | 肝付  | 亨子 |

議案第3号

勤務条件に関する措置の要求に関する規則等の一部改正

勤務条件に関する措置の要求に関する規則等の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成19年3月30日提出

委員長 白井裕己

勤務条件に関する措置の要求に関する規則等の一部を改正する規則

(勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部改正)

第1条 勤務条件に関する措置の要求に関する規則(昭和27年公平委員会規則第2号)

の一部を次のように改正する。

第1条中「基き」を「基づき」に改める。

第2条第2項第1号中「および所属部課係」を「及び所属部課」に改め、同項第4号中「またはその者」を「又はその者」に、「第55条第4項」を「第55条第11項」に改める。

(不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部改正)

第2条 不利益処分についての不服申立てに関する規則(昭和27年公平委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第19条第1号中「第9条第6項」を「第9条第8号」に、「申し出」を「申出」に改める。

(職員団体が法人となる旨の申出の手続きに関する規則の一部改正)

第3条 職員団体が法人となる旨の申出の手続きに関する規則(昭和41年公平委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第2条中「別紙様式により」を「法人となる旨の申出書を」に、「届け出なければ」を「提出しなければ」に改める。

第3条の次に次の1条を加える。

(様式)

第4条 この規則に規定する申出書の様式は、別に定める。

別記様式を削る。

(宇都宮市立小中学校の学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則の一部改正)

第4条 宇都宮市立小中学校の学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則（平成14年公平委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第8条第1項」を「第5条第1項」に改める。

附 則

この規則は，平成19年4月1日から施行する。

議案第4号

管理職員等の範囲を定める規則の一部改正

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成19年3月30日提出

委員長 白井裕己

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

第1条 管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年公平委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表市長部局の部本庁の款出納室の項を次のように改める。

出納室		係長（現金の出納及び保管に関する事務を担当する者に限る。）
	分室	室長

別表市長部局の部出先機関の款計量検査所の項の次に次のように加える。

地域自治センター		所長 課長 主幹 課長補佐
	地域経営課	係長（人事、組織又は定員に関する事務を担当する者に限る。）

別表市長部局の部出先機関の款出張所の項の次に次のように加える。

証明等取扱事務所	所長
----------	----

別表市長部局の部出先機関の款東横田清掃工場の項の次に次のように加える。

上河内地域交流館	館長
----------	----

別表市長部局の部出先機関の項に次のように加える。

北部区画整理事務所	所長
-----------	----

別表教育委員会の部事務局の款出先機関の項に次のように加える。

河内総合運動公園管理事務所	所長
---------------	----

別表教育委員会の部教育機関の項に次のように加える。



上河内学校給食センター	所長
-------------	----

第2条 管理職員等の範囲を定める規則の一部を次のように改正する。

別表市長部局の部本庁の款秘書課の項中「(秘書に関する事務を担当する者に限る。)」を削り、同款合併推進室の項を削り、同部出先機関の款青少年センターの項の次に次のように加える。

国際交流プラザ	所長
---------	----

別表市長部局の部出先機関の款松原荘の項の次に次のように加える。

子ども発達センター	所長 副所長
-----------	--------

別表市長部局の部出先機関の款かすが園の項から幼児ことばの相談室の項までを削り、同款保健所の項中「所長補佐」を「副所長」に改め、同款環境学習センターの項中「副所長」を削り、同表教育委員会の部事務局の款本庁の項中「総括する」を「担当する」に改め、同部教育機関の款小学校の項及び中学校の項中「教頭」を「副校長」に改める。

#### 附 則

この規則中第1条の規定は平成19年3月31日から、第2条の規定は同年4月1日から施行する。